

神奈川県広域火葬計画別添「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正
処理ガイドライン」の改正の概要

1 改正の内容

遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン「1 (2) 遺体の取扱い
イ 遺体の検視・検案(イ)」記載の「監察医」を「法医学専門医」に修正するもの。

2 改正の理由

監察医制度とは、戦後間もなく、伝染病や栄養失調で死者が相次ぎ、死因究明による公衆衛生向上の目的で導入された制度であり、同制度に基づく解剖は、遺族の承諾が必要ない。

しかし、同制度に基づく解剖であっても、ほぼ全てのケースで遺族の承諾を取っているのが実態であり、承諾解剖と運用上差異はない。

このため神奈川県では2014年度末で同制度を廃止している。

3 施行期日

この計画は、令和7年2月27日から適用する。